



町内会の活動や街灯電気料を助成します！

まちあかり・ふれあい推進事業

市では、町内会の自治活動費や街灯の電気料・維持管理費などを助成する「まちあかり・ふれあい推進事業」を行っています。各助成金の申請書は、5月19日(火)に各町内会の代表のかたにお送りする予定です。

町内自治活動助成金

町内会の自治活動の振興と運営費の軽減をはかります。
均等割 = 1町内あたり1万5,000円以内
世帯割 = 1世帯あたり100円以内
施設分 = 町内集会所1施設あたり5,000円以内

街灯電気料助成金

町内会で維持管理している街灯の年間電気料を80%まで助成。

灯具交換、補修費助成金

街灯の灯具の交換など維持管理にかかる費用を助成。
1灯から60灯まで = 1灯あたり600円以内
61灯以上 = 1灯あたり300円以内

受付期間 6月1日(月)から12日(金)まで

受付場所 自治振興課、土崎支所、新屋支所、各地域センター

申し込み 各町内会長あてにお送りする申請書に必要事項を書いて、受付場所に提出してください

街灯設置の申請もお忘れなく

夜間の安全な通行と防犯のため、街灯(水銀灯40ワット)を無料で設置します。数(320灯)に限りがありますので、設置希望か所を厳選して町内会や自治会でお申し込みください。申請書は、5月19日(火)に各町内会の代表のかたにお送りする予定です。

設置条件 設置後の維持管理は、町内会や自治会にお願いします 既設灯具との交換はできません
原則としてすでに電柱があること。ただし、木柱は倒壊などの事故防止のため設置できません

受付期間 6月1日(月)から12日(金)まで

受付場所 自治振興課、土崎支所、新屋支所、各地域センター

申し込み 各町内会長あてにお送りしている申請書に、位置図、電柱番号、複数の場合は希望順位など必要事項を書いて受付場所に提出してください。NTT柱の場合、添架申込書をあわせて提出してください

問い合わせ 自治振興課 ☎(66)2036



昨年度、認定農業者になった豊岩の中島ライスクラブのみなさん

農家のみなさん 認定農業者になりませんか

市では、効率的で安定した農業経営をめざす農業者に各種支援を行う認定農業者制度を設けています。農業者は自分で作った農業経営改善計画が市から認定されると、農業関係機関・団体から各種支援を受けられます。市の認定は、主たる農業従事者の目標所得(700万円)や目標労働時間(1,800~2,000時間)などからなる市の基本構想に照らして行います。

認定農業者への支援措置

認定農業者となると次のような支援が受けられます。

- スーパー総合資金などの制度資金の融資
- 農業委員会による農地の利用集積の支援
- 集落、地域ぐるみの各種補助
- 割増償却制度など税制上の特例
- 経営改善に関する研修など

6月15日(月)までに農業経営改善計画を市に提出し、認定農業者になると、さらに「自主流通米価格下落時の差額に

認定を受ける要件 魅力ある農業経営をめざす意欲のあるかたであれば、性別や専業・兼業の別などを問わず対象となります。現在はおもに他の産業に従事している兼業農家のかたでも、プロ農業経営者をめざすかたであれば認定の対象となります。

農業経営改善計画の内容 経営規模の拡大や生産方式の合理化など、おおむね5年後をめざした農業経営の目標と達成までの具体的な計画を書いてください。

農業経営改善計画の認定申請書は、JA各支所、農業委員会事務局、市農政課に用意してあります。

問い合わせ 農政課 ☎(66)2115

地域のための活動を たたえ、住民活動賞をお贈りします

4月30日(木)、市民憲章推進協議会は、各地区で功のあつた1団体、24個人に、今年度の住民活動賞を贈りました。住民活動賞は、長年にわたり、町内会活動や花いっぱい運動、青少年育成、交通安全、環境美化、教養文化など地域のために力を注がれたかたに贈られます。

団体の部 石田坂老人クラブ(豊岩)

個人の部 常盤誠子(旭北) 寺田信(中通)

藤田昭(旭南) 斎藤国男(茨島) 中村芳夫(泉)

阿部和夫(土崎) 渡辺清明(同) 本間忠雄

(同) 八塩憲三(寺内) 照井啓義(將軍野)

鈴木恭治(新屋) 水品武男(新屋勝平) 大友惣

三郎(下浜) 菅原米蔵(明德) 若木孝一郎(広

面) 佐藤銀悦(桜小) 木村要子(太平) 八

柳松雄(東) 清治清作(築山) 高橋喜美男(牛

島) 工藤祐次(仁井田) 田口実(上北手)

高泉千代(飯島) 加成健(下新城) 敬称略



4月30日に行われた表彰式